

『おひこは「おがおいじょう」のあらわだよ』

児童福祉週間 5月5日～11日

子どもたちが健やかに育つこと、これは社会の宝である子どもたちに対する国民全体の願いであり、すべての子どもが家庭や地域において、豊かな愛情に包まれながら、夢と希望をもって未来の担い手として、個性豊かに、たくましく育つていけるような環境・社会を作っていくことが重要です。子どもたちがいきいきと元気に幸せに育つためにはどうしたらいいかということをたくさん的人が考えたり、このような考え方をたくさん的人に知つてもらうために、毎年5月5日の「子どもの日」から1週間を「児童福祉週間」として設けています。

皆さんのお近くで子育てを支援する「児童委員・主任児童委員」

児童委員・主任児童委員は、皆さんの身近な地域の中で、子どもや子育てをしている家庭への支援活動を行つ、地域のボランティアです。

主任児童委員は、民生委員の中から、厚生労働大臣の指名を受けて、子どもに関する事を専門的に担当する人です。主任児童委員の制度は、子どもの虐待や非行、いじめ、不登校などの問題が深刻化する中で、児童委員の相談・支援などの活動をより充実し、活発化するために、平成6年に創設されたのです。主任児童委員は、市区町村や福祉事務所、児童相談所、保健所、学校などの関係機関と連絡を密にし、区域を担当する民生委員との連絡調整を行ながう活動しています。

子ども全般の相談で、どこに相談したらよいかわからないときは次の窓口に相談してください。

相談内容によって関係（専門）機関へ引継ぎをいたします。
幌延町児童相談室（幌延町役場）町民課保健福祉グループ
電話 5-11115 告知端末機 5-18815



幌延町主任児童委員	
濱 下 恭 子	電話 5-11774
森 崎 登代子	電話 6-15317

全国一斉「人権擁護委員の日」特設相談所開設のお知らせ

稚内人権擁護委員協議会では、下記の日程により「特設相談所」を開設いたします。

家庭内トラブル（夫婦・離婚・扶養・相続）、学校での「いじめ・体罰」、近隣との争い、ネットトラブル、架空請求、育児の悩み、借地・借家、不動産売買、金銭貸借等多岐の相談に応じます。

相談内容についての秘密は堅く守られます。難しい手続きもありませんし、相談は無料です、どうぞお気軽にお越しください。

全国一斉
「人権擁護委員の日」
特設相談所の
開設日程等

日 時
平成24年6月1日（金）
午前10時から午後3時まで
場 所
幌延町生涯学習センター 研修室

人権擁護委員制度をご存じですか

毎年6月1日は「人権擁護委員の日」です。人権擁護委員は、いつでも地域住民からの相談に応じています。

相談は無料で、難しい手続きもありません。もちろん相談内容についての秘密は守られます。

人権相談所は、気軽に相談できる場所として、法務局で常時開設されているほか、市町村役場や公共施設などを利用して、特設人権相談所が開設されることもあります。

この町には、幌延町から推薦されて、法務大臣が委嘱した次の人権擁護委員がおります。

稲垣 繼順 三好 和夫

旭川地方法務局

稚内支局稚内市末広5丁目6番1号
電話0162-33-1122